

南陽市立荻小学校事業提案型一般公募実施要項(案) 概要版

1 趣旨

今回の事業者提案型一般公募は、地域活性化につながる事業提案を民間事業者等から幅広く募集し優先事業者を選定するものです。

2 公募条件の基本事項

- ① 地域振興や雇用促進等、地域活性化に資する提案とします。
- ② 事業は、施設を整備・維持管理し、事業を運営する提案とし、実現性及び継続性のあるものとします。
- ③ 現状有姿での譲渡(売買契約)又は貸与(賃貸借契約)とします。ただし、譲渡の場合、土地(学校敷地と民有地を除くグラウンド用地)及び建物(校舎と体育館)を譲渡し、体育館のみ市で借り受けることとします。貸与の場合は、土地(民有地を除くグラウンド用地)及び建物(校舎のみ)の貸与とします。
なお、体育館の借り受け価格については、借り受けの契約までに、市と事業者で協議を行い定めることとします。
また、選考に関しては、譲渡を優先するものとします。
- ④ 土地(学校敷地とグラウンド用地)及び建物(体育館は除く)については、一体的に利活用することを原則とします(グラウンドは、令和6年8月末時点で民有地との境界が未確定であることに注意ください)。
また、記念碑をはじめとする学校の記念物や樹木等は現状保存に努めるものとします。
- ⑤ 応募する際は、現地を確認し、老朽化の度合いや周辺環境を把握した上で提案ください。
- ⑥ 施設を事業者自ら取壊し、又は増改築して利活用する提案も可能とします。
※取壊す場合は、市の事前承認が必要です。
- ⑦ 当該物件の利活用事業提案者は、南陽市及び荻小学校跡地利用検討委員会を対象とした事業内容等の説明会を開催し、南陽市や荻小学校跡地利用検討委員会の意見、要望等は可能な範囲で事業計画に反映させるよう努めてください。説明会の開催日時及び場所は、市と協議することとします。
- ⑧ 地域住民との良好な信頼関係の形成や周辺に与える影響(住宅地等への圧迫感・プライバシー・日照・夜間の騒音等)に配慮した提案とします。
- ⑨ 建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修及び運営等のために必要な各種法令等に基づく届出は、事業者が行うものとします。
- ⑩ 契約の締結は、市と協議の上、行うものとします。

3 一般公募を行う学校跡地施設概要

1)小学校(※土地面積はグラウンド部分を除いています)

施設名	面積(m ²)	建築年度	構造等
建物(校舎)	1,857	平成元年度	RC 2階
建物(体育館)	825	平成元年度	S 1階
土地	4,620.25	—	校舎敷地

※グラウンドは借地があり、境界も不明のため、令和6年8月現在は利活用物件の概要に含めていません。(境界が確定した時点で協議します。)

4 その他

- 1) 荻小学校は土砂災害警戒区域に該当しています。
- 2) グラウンドの西側の山も新たに土砂災害警戒区域に指定されました。
- 3) 公募実施要項4ページの参考で記載していますが、アスベスト(レベル3)含有施設です。

※土地・建物の不動産鑑定(参考)

<参考:不動産鑑定額(令和5年度実施)>

(単位:千円)

土地(※1) グラウンド除く	建物(※2)	アスベスト 除去費用(※3)	合計
7,110	57,460	81,884	▲17,310

5 応募資格

南陽市立荻小学校事業提案型一般公募実施要項の4頁から5頁に掲げる応募資格の条件を全て満たす者としてします。

詳細は、公募実施要項をご確認ください。

6 応募スケジュール

日程	内容
① 実施要項の公表・配布	令和6年 9月27日(金)～10月18日(金)
② 参加意思表明書提出	令和6年 9月27日(金)～10月18日(金)
③ 現地見学会	令和6年10月7日(月)
④ 質問の受付	令和6年 9月27日(金)～10月18日(金)
⑤ 質問に対する最終回答日	令和6年10月25日(金)
⑥ 資格審査書類・事業計画審査書類提出	令和6年10月4日(金)～10月25日(金)
⑦ 荻小跡地利用検討委員会へ説明	令和6年11月上旬予定(別途通知)
⑧ 審査会(プレゼン・質疑応答)	令和6年11月下旬予定(別途通知)
⑨ 優先交渉権者決定議会報告	令和6年12月20日(金)(議員全員協議会)
⑩ 優先交渉権者決定通知	令和6年12月下旬
⑪ 基本協定締結	令和7年1月中旬～下旬
⑫ 売買(譲渡)契約	令和7年2月下旬(3月:議会上程)
⑬ 物件の引渡し	令和7年4月1日(火)以降

○詳細は、南陽市立荻小学校事業提案型一般公募実施要項をご確認ください。